

グリーンアップおおいたアドバイザー派遣業務実施要綱

(目的)

第1条 本業務は、環境に関する専門的な知識や活動経験を有するとして第2条第1項の委嘱を受けた者（グリーンアップおおいたアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、子どもから大人までのあらゆる世代や学校、企業、地域など様々な場における環境教育を推進することにより、県民一人ひとりの環境意識の高揚を図るとともに、本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を加え、経済の発展も促す取組を進めて「環境先進県おおいた」を目指す、新たな環境に関する県民運動「グリーンアップおおいた」の担い手を育成することを目的とする。

(アドバイザー)

第2条 環境教育を推進するため、地球温暖化対策や廃棄物の排出削減・循環的利用、水環境保全、自然環境の保全・活用に関する講習会、学習会、研修会及び自然観察会等（以下「講習会等」という。）に派遣するアドバイザーは、グリーンアップおおいたアドバイザー設置要綱により知事の委嘱を受けた者とする。

2 アドバイザーは、株式会社アソウ・ヒューマニーセンター（以下「事務局」という。）からの派遣依頼に基づき、県内の学校、企業、地域などで実施される講習会等において、環境保全に関する知識の普及・啓発を図るとともに、参加者のグリーンアップおおいたへの理解増進と参加促進を図るものとする。

3 アドバイザーは、事務局が環境に関する最新情報等を提供するため実施する研修会等に参加するよう努めるものとする。

(サポーター)

第3条 アドバイザーは、派遣される講習会等が自然観察会等であり、これを安全かつ円滑に実施するために必要があると認めるときは、次表を目安としてアドバイザーを補佐する者（以下「サポーター」という。）を帯同することができる。なお、山林や河川など、特に安全の確保に配慮する必要があるときは、この限りではない。

講習会等の参加見込み数	帯同できるサポーター数
10～20人	1人
21～30人	2人
30人超	3人

2 サポーターは、グリーンアップおおいたアドバイザー設置要綱により県の登録を受けた者とする。

3 アドバイザーは、サポーターの帯同を希望するときは、講習会等の実施までにアドバイザーの派遣を希望する講習会等の主催者（以下「主催者」という。）及び事務局に申し出るものとする。帯同するサポーターに変更が生じたときも同様とする。

(派遣対象)

第4条 県内の学校、企業、地域などで実施され、概ね20人以上の参加が見込まれる講習会等について、アドバイザーを派遣する。但し、講習会等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、アドバイザーを派遣しないものとする。

(1) 営利を主たる目的とするもの

- (2) 特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがあるもの
- (3) 特定の宗教的又は政治的色彩の強いものであるもの

(派遣手続)

- 第5条 主催者は、原則、派遣希望日の20日前までにグリーンアップおおいたアドバイザー派遣申請書(第1号様式)を事務局に提出するものとする。(主催者からの派遣するアドバイザーの指名は、原則、受け付けないものとする。)
- 2 事務局は、前項の規定による申請を審査し、主催者にその採否を通知するものとする。なお、派遣を決定したときは、アドバイザーにその旨を通知するものとする。
- 3 主催者は、派遣の決定通知を受けた後、やむを得ない理由により申請の内容に変更が生じたときは、速やかに事務局に報告しなければならない。
- 4 事務局は、前項の規定による報告を審査し、主催者にその採否を通知するものとする。なお、派遣変更を決定したときは、アドバイザーにその旨を通知するものとする。

(実施報告)

- 第6条 主催者は、原則、講習会等を実施した日から10日以内にグリーンアップおおいたアドバイザー派遣実施報告書(第2号様式)を事務局に提出しなければならない。
- 2 事務局は、前項の規定による報告を確認した後、アドバイザーに謝金(旅費相当額を含む。以下同じ。)を支払うものとする。なお、前項の規定による報告でサポーターの帯同について確認したときは、サポーターにも謝金を支払うものとする。

(謝金)

- 第7条 謝金の支払い対象となる時間は、1回の派遣につき5時間以内とし、対象となる時間に1時間未満の端数が生じるときは、30分未満の端数は切り捨て、それ以上を1時間に切り上げるものとする。なお、謝金の支払い対象となる時間は、第5条第2項又は同条第4項の規定により派遣を決定した時間を超えることはできないものとする。
- 2 アドバイザーに支払う謝金は 次表の中欄のとおりとし、サポーターに支払う謝金は、次表の下欄のとおりとする。

	アドバイザー	サポーター
1時間	6,000円	4,000円
2時間	12,000円	8,000円
3時間	18,000円	12,000円
4時間	24,000円	16,000円
5時間	30,000円	20,000円

(庶務)

- 第8条 本業務に関する事務は、事務局で行う。

(委任)

- 第9条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年6月10日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和7年7月9日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和7年7月23日から施行する。